



根岸治弁護士(広島メープル
法律事務所)が答えます

先日、分譲マンションの理事会で「管理規約ではペット全面禁止なのに飼っている人がいる」との声が出ました。実はわが家にはタマという猫がいます。でも臭いはなく鳴き声も小さく、外に出すこともありません。誰にも迷惑を掛けないペットまで規約で禁止するのはおかしいのではないですか。

Q 集合住宅で、ペット禁止おかしい

A

壁1枚隔てた物の鳴き声や臭いなどで上下左右に「隣家の迷惑を掛けな家」があり、みいよう、動物を飼うこととなで使う共用スペースを我慢させるものです。多いマンション。戸建この規約に問題はないよて以上に近所さんを気うにも思えます。

遣う「我慢」が必要です。しかし、タマちゃんのそこで法律は、分譲マンションのように鳴き声や臭いがほるため、管理規約で我慢スペースを汚す心配もないすべきことを決められいペットまで規約を盾にる、と定めています。飼うのをやめさせるかど迷惑は掛けていないと思「ペット禁止」は、動うか。それは行き過ぎた迷惑は掛けていないと思

物の毛でアレルギーが出る人もいます。共同生活を守るため、ある程度画一的で厳重な規制が必要—との考えは仕方ない面があります。

もつとも最近では、ペットとの暮らしが多くの人にとってかけがえのないものとして理解されてきています。飼いや頭数を規約で定め、その範囲でペット飼育を認め、いわゆる「ペット可」マンションも増えていきます。「ペット全面禁止」から「ペット可」への規約変更を管理組合で話し合うのも一つの方法でしょう。

☆個別の事情により結論は異なります。